

港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針

平成 15 年 7 月 30 日

改定 平成 23 年 2 月 21 日

改定 令和 2 年 1 月 17 日

1 基本的考え方

- (1) 健康増進法（以下「法」という。）の改正（平成 30 年 7 月）、東京都受動喫煙防止条例（以下「都条例」という。）の制定（平成 30 年 6 月）に伴い、引き続き、不特定多数の区民が利用する公共の場である区の施設においては、受動喫煙による心身の健康に及ぼす悪影響を考慮し、十分な対策を講じます。
- (2) 平成 22 年 2 月に厚生労働省通知「受動喫煙防止対策について」により、「多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。少なくとも官公庁や医療機関においては、全面禁煙とすることが望ましい」との通知を受け、区有施設（道路、公園等を除く。）を全面禁煙としており、引き続き、その措置を継続します。

2 対象とする区有施設（道路、公園等を除く。）

区有施設は、法改正及び都条例の制定を受け、第一種施設、第二種施設に分類します。施設の類型ごとの受動喫煙防止対策の一覧については下表のとおり。

施設の類型		屋内	屋外
第一種施設	① 保育所、幼稚園、小学校、中学校	禁煙	禁煙
	② 児童福祉施設、行政機関の庁舎等	禁煙	禁煙
第二種施設	第一種施設以外の多数の者が利用する施設	禁煙	禁煙

3 適用除外

区有施設のうち、共用部分を除く区立住宅、区営住宅及び特定公共賃貸住宅並びに大平台みなと荘（建物内を除く。）については、規制の適用除外とします。

4 実施時期

令和2年2月1日

付則

この方針は、平成16年1月1日から施行する。

付則

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

付則

この方針は、令和2年2月1日から施行する。